

自治体間連携のあり方研究会 とりまとめ

平成28年3月
自治体間連携のあり方研究会

1

目 次

I 前提となる現状認識

- ①人口減少
- ②国の制度改正の変遷
- ③広域連携に関する最近の国の動き

II 長野県の広域連携の現状

- ①事務の共同処理の状況（H26.7.1総務省調査）
- ②広域連合の設置状況
- ③広域連合における共同処理事務
- ④連携中枢都市圏・定住自立圏等の形成状況
- ⑤定住自立圏の取組状況
- ⑥人口減少社会に対応した行政運営のあり方に関する現状認識（H26.10長野県調査）

III 自治体間連携のあり方

- ①自治体間連携の制度・仕組み等
- ②自治体間連携に関する基本的な考え方
- ③市町村間連携のフレーム（枠組み）
- ④自治体間連携の課題と推進方策
- ⑤市町村間連携の目標と役割分担

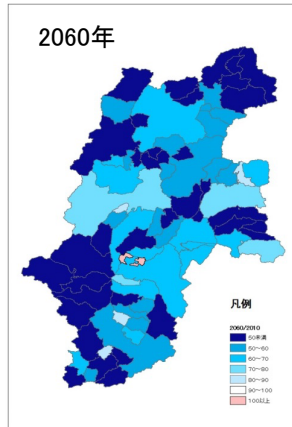
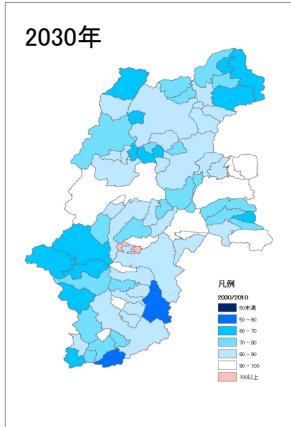
（参考）自治体間連携のあり方研究会について

2

I 前提となる現状認識 ①人口減少

- ▶ 国立社会保障人口問題研究所の推計によると、50年後の2060年に、35市町村が、2010年人口の半分になると見込まれる。
- ▶ 50年後には、1村を除く76市町村で人口が8割以下になると見込まれる。

人口増減状況（対2010年）別の市町村数の推移（2013年社人研推計）



多くの市町村で、人口減少が見込まれることから、
人口減少に対応した行政体制の整備が必要

2010年を100とした指数	2020年		2030年		2040年		2050年		2060年	
	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合
100超	3	3.9%	1	1.3%	1	1.3%	1	1.3%	1	1.3%
90~100	40	51.9%	12	15.6%	4	5.2%	0	0%	0	0%
80~90	30	39.0%	28	36.4%	13	16.9%	5	6.5%	0	0%
70~80	4	5.2%	21	27.3%	23	29.9%	15	19.5%	8	10.4%
60~70	0	0.0%	13	16.9%	16	20.8%	20	26.0%	14	18.2%
50~60	0	0.0%	2	2.6%	15	19.5%	13	16.9%	19	24.7%
50以下	0	0.0%	0	0.0%	5	6.5%	23	29.9%	35	45.5%
計	77	100.0%	77	100.0%	77	100.0%	77	100.0%	77	100.0%

I 前提となる現状認識 ②国の制度改革の変遷

- ▶ 国の制度の方向性は、時代の変化に対応して、「広域市町村圏」から「市町村合併」、「広域連携」に移行

年	国の制度	県内の動き	国の方向性		
昭和44年	広域行政圏施策（広域市町村圏の設定）開始	10圏域が広域市町村圏に指定（～昭和47年）	広域市町村圏	市町村合併	広域連携
平成元年	ふるさと市町村圏施策開始	9圏域がふるさと市町村圏に指定（～平成12年）			
平成6年 平成10年 平成11年 平成12年	広域連合制度創設（自治法改正） 合併特例法施行（平成の合併） 地方分権一括法施行	10の広域連合が設立（～平成12年）			
平成21年	広域行政圏（広域市町村圏）施策終了 定住自立圏構想創設	定住自立圏が4圏域で形成（～平成24年）			
平成22年	「平成の合併」一区切り	「平成の合併」により市町村数が120→77に			
平成23年	機関の共同設置の対象拡大（自治法改正）				
平成26年	連携協約、事務の代替執行創設（自治法改正）、連携中枢都市圏構想創設				

I 前提となる現状認識

③広域連携に関する最近の国の動き

➤ 国において、「広域連携」の新たな制度が整備されるなど、「広域連携」が推進されている。

新たな広域連携の制度の創設（平成26年地方自治法改正）

- 地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入
 - 自由度を拡大してより一層の広域連携を促進
- A団体が、その事務の一部をA団体の名においてB団体に管理・執行させる「**事務の代替執行**」の制度を創設
 - 都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することを容易に

連携中枢都市圏・定住自立圏の取組推進

- H26年度、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、人口減少・少子高齢社会においても、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を形成する「**連携中枢都市圏**」の仕組みを創設
 - ・「連携中枢都市」は、①指定都市・中核市（20万以上）及び②昼夜間人口比率おおむね1以上
 - 【連携中枢都市圏の取組に対する包括的財政措置】
 - 連携中枢都市 普通交付税 圏域人口に応じて算定（圏域人口75万の場合、約2億円）+特別交付税 1.2億円程度、
 - 連携市町村 1,500万円
- 「**定住自立圏**」の取組に対する**特別交付税を平成26年度から大幅に拡充**
 - 【定住自立圏の取組に対する包括的財政措置】中心市 4,000万円程度→8,500万円程度、近隣市町村 1,000万円→1,500万円

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年策定）

- 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、「**連携中枢都市圏**」や「**定住自立圏**」などの「**地域連携の推進**」が位置づけられている。【重要業績評価指標（2020年目標）】連携中枢都市圏の形成数：30圏域、定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域
- ・H27年度、国において、人口の観点を含め、定住自立圏の取組成果を再検証。再検証の結果を踏まえ、市町村において生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定
- 国の「地方創生先行型交付金」（H26補正）、「地方創生加速化交付金」（H27補正）、「地方創生推進交付金（新型交付金）」（H28当初）において、「**地域間連携**」を**主な支援の対象**としている。

II 長野県の広域連携の現状

①事務の共同処理の状況（H26.7.1総務省調査）

- 全市町村がいずれかの広域連合の構成団体となっている都道府県は長野県のみ
- 全国に比較し、広域連合による共同処理の割合が高い。

共同処理方式の状況

	広域連合	一部事務組合	事務の委託	協議会	機関等の共同設置	合計
長野県（77市町村）						
構成（委託）団体数	236	449	237	43	91	1,056
（1市町村あたり）	(3.06)	(5.83)	(3.08)	(0.56)	(1.18)	(13.71)
全国（1,718市町村）						
構成（委託）団体数	2,351	9,861	5,979	1,177	1,879	21,247
（1市町村あたり）	(1.37)	(5.74)	(3.48)	(0.69)	(1.09)	(12.37)

広域連合の設置状況

区分	設置数	内訳
長野県	12	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域市町村圏ごとの広域連合：10 ➤ 後期高齢者医療広域連合：1 ➤ 地方税滞納整理機構：1（H22.12.27設立）
全国	115	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域市町村圏ごとの広域連合：31 ➤ 後期高齢者医療広域連合：47 （後期高齢者医療広域連合のみは21都府県）

II 長野県の広域連携の現状 ②広域連合の設置状況

▶ 県内には、広域市町村圏ごとに広域連合が設置され、多くの事務を処理している。

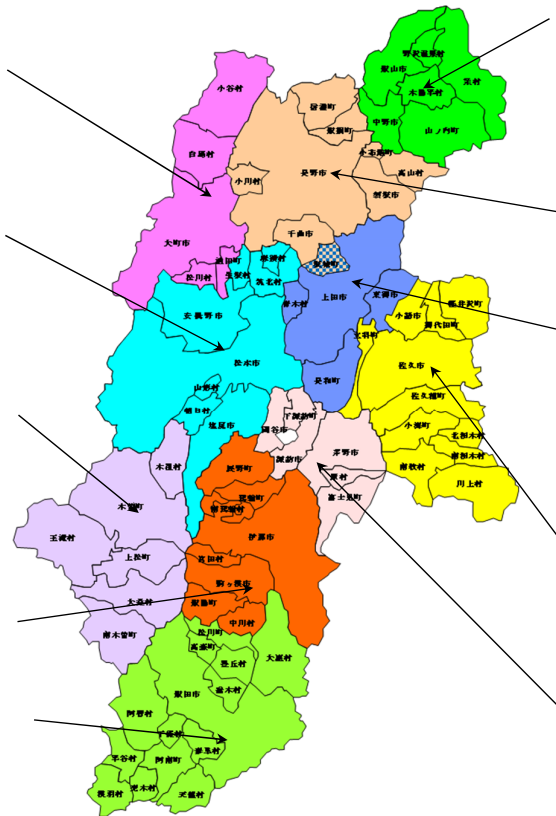
北アルプス広域連合 (1市1町3村)
平成12年2月1日設置
[主な処理事務]
広域行政の推進、介護保険事務、消防事務、養護老人ホーム、介護老人保健施設、福祉会館、火葬場、情報処理システムの共同設置、広域的なごみ処理の推進、広域的な観光振興、公共土木事業に係る設計積算・工事監督、職員の共同研修、広域的課題の調査研究

松本広域連合 (3市5町)
平成11年2月1日設置
[主な処理事務]
広域行政の推進、介護認定審査、消防事務、広域的なごみ処理の対応、職員の共同研修、広域的課題の調査研究

木曾広域連合 (3町3村)
平成11年4月1日設置
[主な処理事務]
広域行政の推進、介護保険事務、消防事務、公共サイロの設置管理、ごみ処理・し尿処理、木曾文化公園、養護老人ホーム、景観基本構想、広域的な観光振興、公共下水道汚泥集約処理施設、公共土木事業に係る設計積算・工事監督、地域高度情報化施設、広域的課題の調査研究

上伊那広域連合 (2市3町3村)
平成11年7月1日設置
[主な処理事務]
広域行政の推進、介護認定審査、情報センター、広域幹線道路網構想、ごみ処理・広域化計画、公共土木事業に係る設計積算・工事監督、広域的な観光振興、消防事務、広域的課題の調査研究

南信州広域連合 (1市3町10村)
平成11年4月1日設置
[主な処理事務]
広域行政の推進、地方拠点都市地域の振興整備、介護認定審査、ごみ処理・し尿処理、消防事務、広域幹線道路網構想、障害者支援施設、広域的課題の調査研究



北信広域連合 (2市1町3村、3組合)
平成12年4月1日設置
[主な処理事務]
地域振興整備の基本方針、介護認定審査、養護・特別養護老人ホーム、公平委員会事務、職員の共同研修、広域的課題の調査研究

長野広域連合 (3市4町2村)
平成12年4月1日設置
[主な処理事務]
地域の振興整備、介護認定審査、養護・特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ごみ処理、最終処分場、職員の共同研修、広域的課題の調査研究

上田地域広域連合 (2市2町1村)
平成10年4月1日設置
[主な処理事務]
広域行政の推進、消防事務、介護認定審査・調査・介護相談、ごみ処理・し尿処理、畜場、上田創造館、図書館情報ネットワーク、地域情報化、広域幹線道路網構想、広域的な観光振興、広域的課題の調査研究

佐久広域連合 (2市5町4村)
平成12年4月1日設置
[主な処理事務]
広域行政の推進、介護認定審査、消防事務、養護・特別養護老人ホーム、救護施設、火葬場、広域的な観光振興、職員の人材育成、広域的課題の調査研究

諏訪広域連合 (3市2町1村)
平成12年7月1日設置
[主な処理事務]
広域行政の推進、介護保険事務、消防事務、小児夜間急病センター、救護施設、職員の共同研修、ごみ処理広域化計画、広域的課題の調査研究

II 長野県の広域連携の現状 ③広域連合における共同処理事務

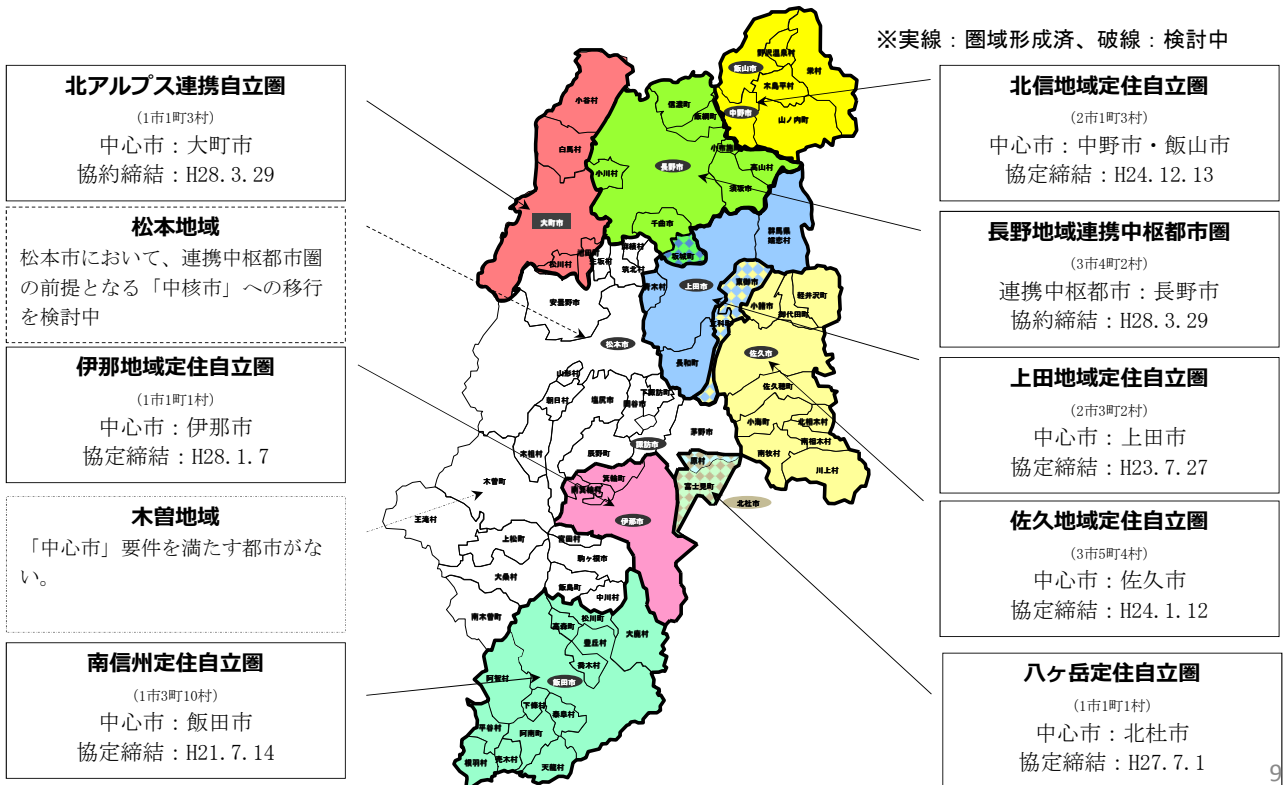
▶ 「介護認定審査会」、「障害者支援区分認定審査会」、「調査研究機能」の事務は、全ての広域連合で処理
▶ 「ごみ処理」、「消防」、「職員研修」を行う広域連合も多い。

長野県内の広域連合が実施する事務の一覧

事務名	介護認定審査会	障害者支援区分認定審査会	調査研究機能	ふるさと市町村間基金事業	消防に関する事務(消防団事務等を除く)	知事権限移譲に関する特例事務	職員研修・人事交流	ごみ処理(施設・計画)	入所判定委員会	病院群輪審判病院運営費補助事業	特別養護老人ホーム等	広域観光振興	広域幹線道路網構想	畜場	地域情報化	し尿処理施設	その他
佐久広域連合	○	○	○		○	○	○			○	○	○		○			・血液保管所の設置管理 ・と畜場施設の設置管理 等
上田地域広域連合	○	○	○		○	○				○		○	○	○	○	○	・土地利用計画の調整 ・図書館情報ネットワークの整備運営 等
諏訪広域連合	○	○	○		○	○	○				○						・救護施設の管理運営 ・関係市町村の電算処理の調整 等
上伊那広域連合	○	○	○		○	○	○		○	○		○			○		・業務システムの共同利用のための電算機の設置 等
南信州広域連合	○	○	○		○	○	○									○	・地方拠点都市地域の振興整備 ・障害者支援施設の設置管理 等
木曾広域連合	○	○	○		○	○	○				○	○	○	○	○	○	・景観基本構想の推進 ・休日及び夜間の一次救急医療 等
松本広域連合	○	○	○		○	○	○										・旧伝染病舎跡地の管理
北アルプス広域連合	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○		・大北福祉会館等の設置運営 ・在宅当番医制補助事業 等
長野広域連合	○	○	○				○		○		○						・デイサービスセンターの管理運営
北信広域連合	○	○	○				○		○	○	○						・公平委員会
計	10	10	10	9	8	8	7	9	6	6	6	5	4	4	4	3	

II 長野県の広域連携の現状 ④連携中枢都市圏・定住自立圏等の形成状況

- ▶ 県内では、連携中枢都市圏は1圏域（長野地域）で、定住自立圏は6圏域で形成
- ▶ 大北地域では、定住自立圏等によらない新たな広域連携の仕組み（北アルプス連携自立圏）を形成



II 長野県の広域連携の現状 ⑤定住自立圏の取組状況

- ▶ 既に定住自立圏に取り組んでいる4圏域の中では、「医療（休日夜間診療所運営等）」、「福祉（病児・病後児保育等）」、「地域公共交通（バスの運営等）」に取り組む圏域が多い。

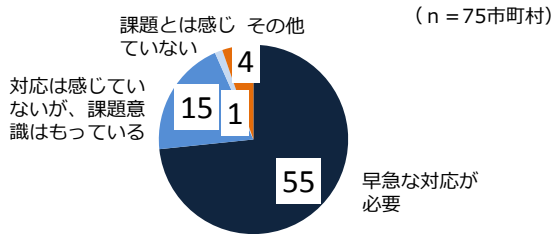
		南信州定住自立圏	上田地域定住自立圏	佐久地域定住自立圏	北信地域定住自立圏	
構成市町村	中心市	飯田市	上田市	佐久市	中野市・飯山市	
	関係市町村	下伊那地事管内14市町村	上小地事管内4市町村 +坂城町、立科町、群馬県堀巻村(7市町村)	佐久地事管内11市町村・東御市(12市町村)	北信地事管内6市町村	
①中心市宣言		H21.3.24	H23.2.3	H23.7.21	H24.6.19	
②定住自立圏形成協定の締結		H21.7.14(全国初) ※H22.10.12、H22.12.27追加協定調印	H23.7.27 ※H24.10.9追加協定調印	H24.1.12	H24.12.13	
③定住自立圏共生ビジョンの策定		H21.12.24(全国初) ※H26.4.1改訂	H23.12.8	H24.2.10	H24.12.20	
定住自立圏形成協定書等に盛り込まれた主な連携事業	A 生活機能の強化	医療	休日夜間急患診療所の運営、在宅当番医制など	「上小医療圏地域再生計画」に基づく各種事業	地域医療の環境整備、住民の健康増進、自殺対策	中核的医療機関への財政支援、休日診療所運営など
		福祉	圏域健康計画策定、病児・病後児保育事業	上田市病児・病後児保育センターの運営、成年後見支援センター(仮称)の設置検討など	病児病後児保育の広域化、発達障がい児の支援体制の確立	-
		産業振興	(財)飯伊地域地場産業振興センターの充実強化、鳥獣害防止総合対策	工業地帯での人材育成・技術支援、アンテナショップの共同設置の検討など	鳥獣害防止総合対策、地産地消・販路開拓の推進、広域観光の推進など	-
		環境	環境文化都市及び環境モデル都市の取組の普及拡大	松くい虫防除対策の推進、野生鳥獣による農林業被害対策など	循環型社会の構築	焼却炉長寿命化、畜場建設など
		教育・文化	図書館ネットワークシステムの構築	不登校児童・生徒の相談支援体制の充実など	不登校児童生徒等の支援体制の充実	湛水防除施設管理
	I ワークびつきの強化ネットワーク	地域公共交通	路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーの整備	「上田地域30分交通圏構想」	地域公共交通ネットワークの構築	飯山消防署庁舎建設、消防無線デジタル化など
		情報化推進	電子メール配信システムの構築・運営など	-	コンピューターシステムの共同利用・共同開発等	-
		定住促進	にぎわい拠点の整備	UJターン希望者への情報提供など	都市部を対象とした就労・就農・住宅情報の提供など	-
		その他	-	地産地消(地元農産物の販路拡大)	社会教育(社会教育施設の広域的活用)	圏域内外の交流促進(広域観光推進)
		オンラインネットワークの強化	人材育成・交流	合同専門研修	業務ノウハウ等の情報交換、人的交流	合同専門研修、人事交流

II 長野県の広域連携の現状 ⑥人口減少社会に対応した行政運営のあり方に関する現状認識 (H26.10長野県調査)

H26年10月に、県内77市町村に対して県が行った調査によると、
 ▶ 人口減少に対応した行政運営については、「早急な対応が必要」と回答する市町村が多い。
 ▶ 今後の行政運営にあたり、「市町村の行政体制の充実強化等」に加え、「広域連合等の事務拡大」や「近隣市町村との連携」の必要性を感じている市町村が多い。

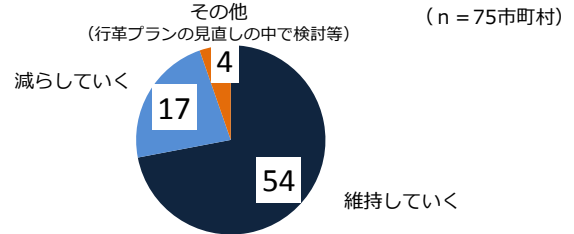
①人口減少に対応した行政運営についての考え

- ▶ 7割以上である55市町村が「早急な対応が必要」と回答
- ▶ 「課題意識はもっている」を加えると9割を超える



②今後の職員数の予定

- ▶ 約7割となる54市町村が「維持していく」、約2割となる17市町村が「減らしていく」と回答



③今後の行政運営の方向性 (主な2項目)

- ▶ 8割の60市町村が「市町村の行政体制の充実強化等」、
- ▶ 3割を超える市町村が「広域連合等の事務拡大」、「近隣市町村との連携」と回答

取組内容	市町村数
各市町村の行政体制の充実強化や効率化	60
地方中枢拠点都市や定住自立圏等による近隣市町村との連携・補完	26
広域連合や一部事務組合の事務の拡大	29
処理が困難な事務について県による補完	17

想定される事務の具体的内容 (主なもの)

- ▶ 地域公共交通の確保
- ▶ 公共施設の共同設置・運用
- ▶ 医療体制の充実
- ▶ 広域的な観光振興
- ▶ 住民票等の共同発行、課税・納税事務の共同処理
- ▶ 国民健康保険及び介護保険事務
- ▶ 税業務の共同化 (滞納整理、固定資産税等の課税事務)
- ▶ 広域的な観光振興
- ▶ 戸籍、住民基本台帳事務
- ▶ 専門知識が必要な業務 (土木・建築、法制執務等)
- ▶ 道路、橋梁の新設、改良工事

II 長野県の広域連携の現状 ⑥人口減少社会に対応した行政運営のあり方に関する現状認識 (H26.10長野県調査)

- ▶ 定住自立圏で効果を上げている取組は、「医療提供体制の整備」や「地域公共交通ネットワークの構築」
- ▶ 定住自立圏に取り組んでいない市町村の多くは、中心市と「連携内容がニーズに合致すれば取り組みたい」と回答しており、中心市の意向を重視

④定住自立圏で効果を上げている取組 (主なもの)

- ▶ 「医療提供体制の整備」が12市町村と最も多く、続いて「地域公共交通ネットワークの構築」、「職員研修」

(n = 34市町村)

取組内容	市町村数	取組内容	市町村数
医療提供体制の整備	12	職員研修 (人材育成)	4
地域公共交通ネットワークの構築	5	病児・病後児保育の共同実施	3

⑦定住自立圏等「取り組む予定がない」理由 (主なもの)

- ▶ 「中心市からの提案や近隣市町村からの要望がない」が最も多く、次いで「広域連合など既存の仕組みが機能している」

(n = 24市町村)

理由	市町村数	理由	市町村数
中心市から提案、近隣市町村から要望がない	16	合併協議が難航したため	5
既存の仕組み (広域連合、一組等) が機能	12	近隣に連携対象としてふさわしい市町村がない	3
情報不足	9	主体性が損なわれる	3
連携よりも、市町村内の振興を優先したい	6	現在の行政サービス水準が下がる	3

⑤定住自立圏を進める上での課題

- ▶ 定住自立圏の取組による人口減少対策面での効果検証と検証を踏まえた取組の見直し
- ▶ 構成団体が持つ機能や多様な資源等の有効活用
- ▶ 構成市町村間で定住自立圏の取組への温度差

⑥定住自立圏で今後取り組みたい事務

- ▶ 広域観光圏の形成
- ▶ 地域公共交通の維持・活用
- ▶ 圏域ブランドの創造、地域の魅力発信
- ▶ 移住・交流施策の推進、人口減少対策

⑧中心市から構想の取組の提案があれば取り組みたい

- ▶ 多くの市町村が「連携内容がニーズに合致すれば取り組みたい」と回答

(n = 37市町村) ※中心市要件に該当する市以外の市町村

連携内容がニーズに合致すれば取り組みたい 31
 取り組まない 0
 その他 (圏域の他市町村の動向を見ながら検討等) 6

Ⅲ 自治体間連携のあり方 ①自治体間連携の制度・仕組み等

市町村の事務執行において活用可能な自治体間連携の制度・仕組み等

▶ 市町村における事務執行に当たっては、業務の内容等により、次の5つの制度・仕組み等を活用可能

番号	形態	制度・仕組み等	内容	県内での事例
①	水平補完 (市町村間)	連携中枢都市圏、 定住自立圏	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 連携中枢都市又は中心市が事務を執行 ▶ 「連携協約」又は「定住自立圏協定」に基づき役割分担 ▶ 連携市町村間で定期的に協議を実施 ▶ 圏域の特徴を活かして対応する取組や事務を超えた政策面での連携で活用 	南信州定住自立圏 上田地域定住自立圏 佐久地域定住自立圏 北信地域定住自立圏 等
②		広域連合、 一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域連合又は一部事務組合（別組織）で事務を執行 ▶ 議会及び執行機関たる連合長（管理者）を設置 ▶ スケールメリットを生かせる事務や専門性が必要な事務で活用 	上田地域広域連合 長野県後期高齢者 医療広域連合 北佐久郡老人福祉 施設組合 等
③		事務の委託、 事務の代替執行、 機関の共同設置 等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 補完する事務は、相対で検討・決定 ▶ 受け手側で、同種の事務を執行していることが必要 ▶ 県による垂直補完は、県がもっている専門性が生かされる事務とすることが適当 ▶ 事務執行に要する費用は、事務を委ねる側が負担 	公平委員会、 住民票写し等の交付 事務 等
④	垂直補完 (県・市町村間)	事務の委託、 事務の代替執行、 機関の共同設置 等		事例なし
⑤	市町村単独	(小規模町村などに対して県が個別支援)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村自らの責任において、事務を執行 ▶ 県は必要に応じて、小規模町村などに対し、専門的・広域的な見地から、行財政運営や施策の企画・実施等のための個別支援を実施 	(行財政運営サポート、 職員派遣)

13

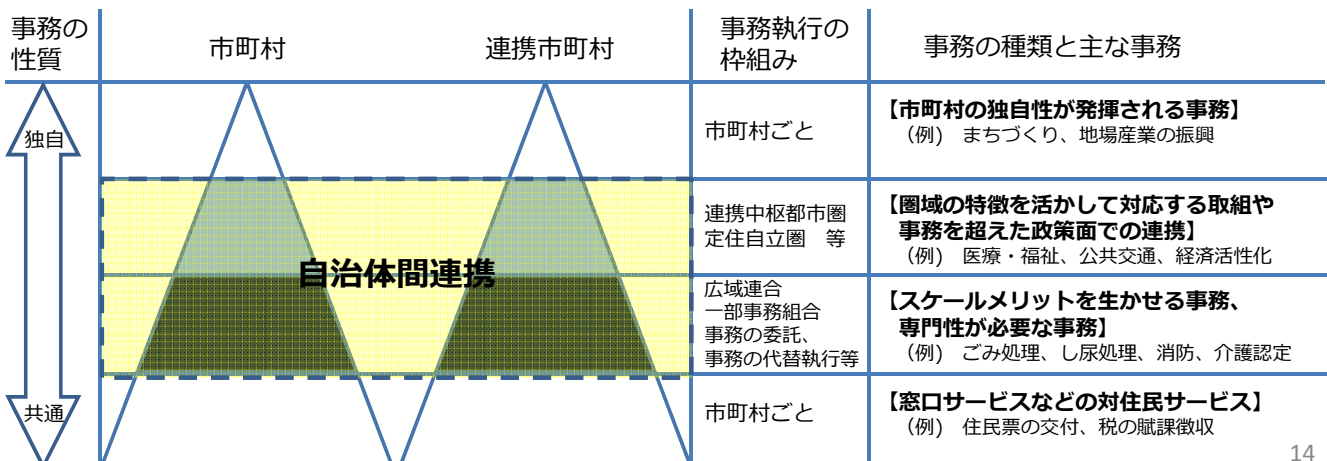
Ⅲ 自治体間連携のあり方 ②自治体間連携に関する基本的な考え方

基本的な考え方

- ▶ 市町村の行政体制については、合併、広域連携等様々な選択肢の中から市町村が最も適した仕組み（取組）を自ら選択することが原則
- ▶ とりわけ人口減少社会において、地域の人々の暮らしを支える行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくためには、各市町村業務の効率化に加え、定住自立圏等の取組や広域連合による共同処理などの自治体間の連携をより一層推進することが有効
- ▶ 県は、市町村の選択を尊重しつつ、地域の実情や国による支援の状況等を踏まえながら、必要な助言や支援を実施

市町村で執行される事務と仕組み（イメージ）

▶ 市町村で執行される事務の性質に応じて、執行するために最も適した仕組みを活用



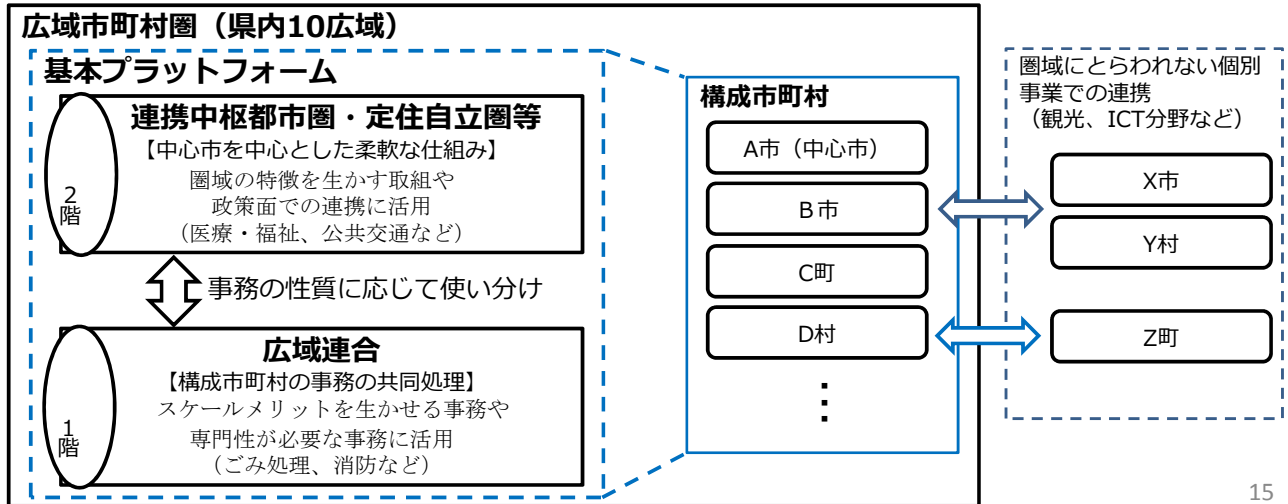
14

Ⅲ 自治体間連携のあり方 ③市町村間連携のフレーム（枠組み）

市町村間連携のフレーム（枠組み）

- 連携の相手方は、業務の内容に応じて選択されるべきであるが、地理的な繋がりから生活圏に近い**広域市町村圏を基本単位（基本プラットフォーム）として検討**
- **基本プラットフォーム**は、すべての圏域で広域連合が設置されている長野県の特徴を生かし、構成市町村の事務の共同処理を行う**広域連合を1階**とし、**連携中枢都市圏や定住自立圏等中心市を中心とした柔軟な仕組みを2階とする2層構造**として、地域の実情や事務の性質に応じて使い分けるのが適切
- 一方で、鉄道沿線市町村の連携や情報通信分野での連携など、**業務の内容に応じて広域市町村圏にとられない個別事業の連携も必要**

イメージ



15

Ⅲ 自治体間連携のあり方 ④自治体間連携の課題と推進方策

定住自立圏推進に当たっての課題

- 効果的な推進体制**
 - ・ 取組を推進するための会議（企画担当課長会議等）を協定締結以降、開催していないため、近隣市町村の意向を把握していない。
 - ・ 事業を検討するため、事業分野ごとに部会を設置しているが、部会によって検討状況に温度差がある。
 - ・ まずお金ありきであったため、事業的な盛り上がりにかけている面がある。
- 中心市・連携市町村の相互協力**
 - ・ 事業の推進に当たっては、中心市の担う役割が大きい。
 - ・ 事業の進捗管理や事業課での調整など中心市の負担は大きい。
 - ・ 取組事業は殆どが中心市からの提案で、連携市町村からの事業提案は少ない。

定住自立圏が活用できない地域での広域連携の課題

- 柔軟に連携できる広域連携の仕組みの必要性**
 - ・ 広域連携を様々な枠組みで推進するために、柔軟に検討・執行できる仕組みが必要である。
 - ・ 広域連合は、性格上、構成団体すべてが了承しないと、新たに共同処理を行うことが難しい。
 - ・ 広域連合は、歳入の多くを構成団体からの負担金で賄い、職員体制も十分でないため、新たな事務を広域連合で担うためには、事務処理体制を新たに整備することが必要である。
- 広域連携事業の企画・調整のための県の関わり**
 - ・ 企業誘致や移住交流など広域で取り組みたいものはあるが、市町村間の利害を調整するために相当の労力が必要である。
 - ・ 広域連携の推進にあたり、市町村間の調整のため県の関与が必要なる場合もある。
 - ・ 地域が新しい仕組みで広域連携を進めていく場合、国の財政支援がない地域に対しては、県などの支援が必要である。

推進のための方策

- ◆ **連携中枢都市圏や定住自立圏（以下「連携中枢都市圏等」）の対象となる地域**については、圏域の形成及び取組の強化・充実の両面において、連携市町村の理解と協力の下、連携中枢都市や定住自立圏の中心市が圏域全体をけん引。県は、関係市町村からの求めに応じて、圏域の形成に当たっての検討の場づくりや先進事例の情報提供など必要な支援を実施
- ◆ **連携中枢都市圏等の対象とならない地域**においては、広域連合を補完する仕組みとして、一定の圏域単位での柔軟な連携を更に推進することが必要。県は、関係市町村からの求めに応じて、圏域の形成及び取組の強化・充実の両面において積極的に関与

県において更なる検討が必要な課題

- ◆ 市町村間の連携は地域課題の解決に一定の効果を発揮する一方で、圏域の人口や規模、連携する市町村の事務処理体制の状況により、市町村間の連携だけでは対応できない課題もあることが想定
その場合の県による補完の必要性を含む地域課題への対応のあり方については、市町村からの要望や県の現地機関の見直しの議論を踏まえ、県において引き続き検討

16

Ⅲ 自治体間連携のあり方 ⑤市町村間連携の目標と役割分担

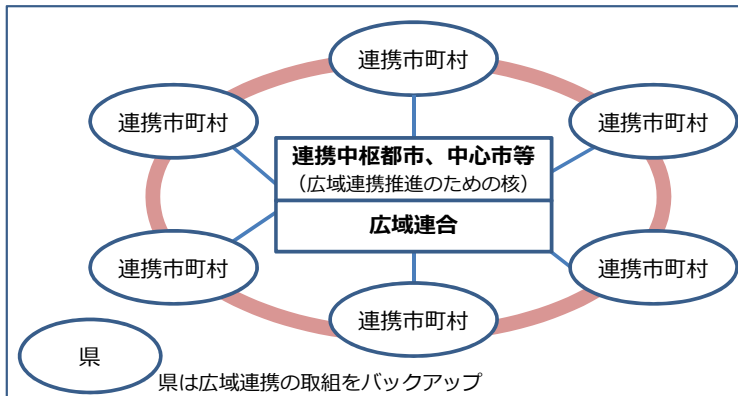
市町村間連携に関する目標

県の「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」において、重要業績評価指標（KPI）として設定。県は、市町村間の連携を促進

指標名	現状（H26）	目標（H31）	目標設定の考え方
定住自立圏形成数及び連携中枢都市圏形成数	4圏域	7圏域	市町村での検討状況を踏まえ設定

推進にあたっての役割

- 市町村間連携を推進していくためには、連携市町村と企画・調整を行う核となる組織を効果的に運営していくことが重要
- 連携中枢都市圏や定住自立圏における「定期的な協議の場」や広域連合における「広域連合会議」等を活用し、事務の企画・調整を行う。
- 市町村間連携を進めていく上で、県の業務との関わり、役割分担が必要な場合もあることから、推進組織に県が参画するなど県が取組をバックアップ



役割

- 中心市** 推進組織を主宰し、連携事業を企画・調整
- 連携市町村** 中心市と協力し、連携事業を企画・調整
- 広域連合** スケールメリットを生かせる事務等において共同処理
- 県** 広域連携の取組をバックアップ

17

(参考) 自治体間連携のあり方研究会について

趣旨

平成27年2月設置

人口減少・少子高齢化社会の中、地域が活性化し、県民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、各広域行政圏内での役割分担のもとで、市町村が連携して地域づくりを進めていく必要がある。

県内では、全ての広域行政圏において広域連合による事務の共同化が図られているほか、定住自立圏も幾つかの圏域で形成されているなど市町村間の連携が進んでいる。

一方、平成26年の地方自治法改正に伴い、連携中枢都市圏構想など新たな広域連携の仕組みが示され、自治体間の連携協約が制度化されたところ。

こうした中で、これまでの取組を踏まえ、市町村間や、市町村と県の自治体間連携について検討を行う。

研究会の構成

(1) 構成員

市企画担当課長（佐久市、上田市、諏訪市、駒ヶ根市、飯田市、松本市、大田市、長野市、飯山市）
 町村企画担当課長（小海町、長和町、富士見町、飯島町、松川町、木曽町、筑北村、小谷村、高山村、野沢温泉村）
 広域連合企画担当課長（上田地域広域連合、上伊那広域連合、木曽広域連合、北信広域連合）
 県（企画振興部長（座長）、総合政策課長、市町村課長、地域振興課長）

(2) アドバイザー

辻塚也一橋大学副学長

(3) オブザーバー

長野県市長会事務局次長、長野県町村会事務局次長

(4) 事務局

県企画振興部（市町村課）

検討テーマ

- ・ 連携中枢都市圏、定住自立圏推進に当たっての課題
- ・ 広域連合の役割
- ・ 国の制度が適用されない地域の方策の検討